報

則の一部を改正する省令を次のように定める。 ○厚生労働省令第百十三号 労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第七十五条第二項の規定に基づき、労働基準法施行規 平成二十五年九月三十日

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村

憲久

別表第一の二第七号18中「17」を「20」に改め、同号18を同号21とし、同号10から同号17までを三 別表第一の二第四号3中「うるし」の下に「、テレビン油」を加える。 労働基準法施行規則 (昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

つずつ繰り下げ、同号9を同号10とし、同号10の次に次のように加える。 一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

のように加える。 別表第一の二第七号8を同号9とし、同号1を同号8とし、同号6を同号1とし、同号5の次に次

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。 ベリリウムにさらされる業務による肺がん 則

6